

資料4（静岡県）

平成15年度男女共同参画施策の評価に関する実施方針

平成15年度の県の男女共同参画施策の評価に関する具体的な実施方法を定める。

1 施策評価の目的

静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”（以下「基本計画」という。）に規定する男女共同参画施策を評価・検証することにより、効果的な施策の展開を図る。

2 評価の対象

評価は、基本計画を対象とし、「基本的施策」、「施策の方向」、「具体的施策」の体系的な評価として実施する。

3 評価の種類

評価は、体系的に捉えながら次の3つのレベルの評価により行う。

- (1) 基本計画に掲げる8項目の「基本的施策」
- (2) 上記基本的政策毎に掲げた31項目の「施策の方向」
- (3) 上記施策の方向毎に掲げた137項目の「具体的施策」及び「総合評価」

4 評価の時点

評価は、平成15年度末現在で実施する。

5 評価の手順及び実施機関

評価は、第1次、2次、3次の段階的な評価として実施する。

- (1) 第1次評価（具体的施策）
事業を所管する室（課）における評価を男女共同参画室で集約して行う。
- (2) 第2次評価（施策の方向）
第1次評価の結果を踏まえ、男女共同参画室において行う。
- (3) 第3次評価（基本的施策及び総合評価）
第2次評価の結果を踏まえ、男女共同参画推進本部において行う。

6 評価の方法

評価は、評価の種別ごとに下記項目について行うものとし、別に定める「男女共同参画施策評価の手順」により行う。

- (1) 第1次評価（具体的施策）の評価項目
 - ①目標達成度
 - ②基本的施策への影響度
 - ③事業・取組に対する評価コメント

(2) 第2次評価（施策の方向）の評価項目

- ①全体評価
- ②施策の方向に対する評価コメント

(3) 第3次評価（基本的施策及び総合評価）の評価項目

- ①全体評価
 - ・ 施策進捗度評価
 - ・ 目標数値の達成度評価
- ②基本的施策に対する評価コメント
- ④総合評価

7 静岡県男女共同参画会議による評価（外部評価）

県の評価結果に対して静岡県男女共同参画会議による評価を行う。

8 評価結果の公表

評価結果は、男女共同参画白書の中に盛り込み、また、県ホームページにより県民に公表する。

9 評価結果の反映

評価結果は、次年度の新たな取組の企画立案、施策や事業の重点化、改善、見直しに反映させる。